三〇五　円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　一　二
三〇六　中西部地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とマラウイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一一　一　三
三〇七　東南アジアにおける友好協力条約への締約国の追加に関する件　一一　一三　四
三〇八　ソマリア民主共和国における「紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　一三　一四　四
三〇九　返納を命じた旅券を無効とする件　一三　一四　特28　四
三一〇　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件　一四　特28　一
三一一　国際連合安全保障理事会決議に基づくリベリアに対する資産凍結等の措置の対象を改正する件　一四　特28　二
三一二　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　一九　六　六
三一三　返納を命じた旅券を無効とする件　一九　六　六
〃　一九　六　二〇
三一五　ナンプラ州中学校改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　四　四
三一六　第五次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　四　四
三一七　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　206　八
三一八　経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第十三条2(b)及び(c)の規定に係る日本国による留保の撤回に関する件　二四　四
三一九　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約に関する書簡の交換及び所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約の情報交換規定に関する書簡の交換に関する件　二五　五
三二〇　万国郵便条約の最終議定書の改正に関する件　二五　六
三二一　原子力安全条約の認証謄本の訂正に関する件　二五　六
三二二　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅰ及び附属書Ⅲの改正に関する件　二五　六
三二三　広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　三
三二四　コソボフィルハーモニー交響楽団楽器整備計画のための贈与に関する日本国政府とコソボ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　三
三二五　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　二八　四
三二六　欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の効力発生に関する件　二八　211　七五
三二七　千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の効力発生に関する件　二八　211　七五
三二八　先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件　二八　212　三
三二九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二八　212　三
○財　務　省
二八七―二九〇　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　195　一
二九一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　195　三
二九二　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　六　195　三
二九三―二九四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　195　四
二九五―三〇一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　198　四二
三〇二―三〇四　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　198　四八
三〇五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　198　四九
三〇六　登録免許税法別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で同項の第一欄の財務大臣が指定するもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で同項の第三欄の財務大臣が指定するもの並びに同条に規定する財務大臣が指定する者を指定する件の一部を改正する件　一八　四